

別表1：評価項目及び評価基準 前原中学校トイレ改修工事

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の技術力 (5.0点)	工事成績評定	過去10年間中の5工事の成績評定点の平均点【注1】	a. 86点以上	1.5
			b. 83点以上86点未満	1.2
			c. 80点以上83点未満	0.8
			d. 65点以上80点未満	0.4
			e. 65点未満(又は評定なし)	—
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	3ヶ月以上継続雇用する1級国家資格の人数【注3】	a. 5名以上	0.5
			b. 2名以上5名未満	0.3
			c. 2名未満	—
	企業育成	糸島市発注の建築一式工事の受注状況【注2】【注8】	a. 本年度に2,000万円以上の工事の受注なし	2.0
			c. 本年度に2,000万円以上の工事の受注あり	—
	安全管理の状況	建設業労働災害防止協会への入会の有無【注4】	a. 有	0.5
			b. 無	—
別に指定する労働災害防止に関する講習の受講の有無【注4】		a. 有	0.5	
		b. 無	—	
配置予定技術者の技術力 (3.0点)	施工実績	過去10年間の工事成績評定【注5】	a. 86点以上	1.5
			b. 83点以上86点未満	1.2
			c. 80点以上83点未満	0.8
			d. 65点以上80点未満	0.4
			e. 65点未満(又は評定なし)	—
	資格の保有期間	1級国家資格等【注3】の保有期間	a. 10年以上	1.0
			b. 3年以上10年未満	0.5
			c. 3年未満	—
	継続教育の取組み	継続教育(CPD等)の取組み状況【注9】	a. 各団体推奨単位以上	0.5
			b. 各団体推奨単位の2分の1以上	0.3
			c. 上記以外の場合	—
	地域貢献 (4.0点)	営業拠点の所在地	工事の実施体制としての地理的条件【注6】	a. 主たる営業所の所在地が糸島市内(10年以上経過)
b. その他の営業所の所在地が糸島市内(10年以上経過)				1.0
c. 営業所等が糸島市内にない。又はa、b以外				—
消防団協力事業所		事業所の加入状況【注10】	a. 有	0.5
			b. 無	—
地域住民の雇用状況		糸島市内在住の常勤者数【注11】	a. 1名につき0.1点	上限0.5
			b. なし	—
災害協定等		【注7】	a. 糸島市との間に災害協定等を締結している	1.0
			b. 糸島市との間に災害協定等を締結していない	—
労働福祉 (1.0点)	労働福祉環境	労働福祉の状況【注12】	a. 45点以上	1.0
			b. 30点以上45点未満	0.5
			c. 30点未満	—
合計				13.0

○評価値＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）

- ・ 価格評価点：100×（1－入札価格／予定価格）
- ・ 技術評価点：最高13.0点（上記評価項目・基準より算出）

- 【注1】：平成22年度以降に竣工した糸島市、福岡県及び国（法人税法別表1に該当する法人を含む。ただし地方公共団体を除く。）が発注した工事のうち、5件の同種工事（民間工事实績を含む。）で、様式第104号に記載した工事にかかる工事成績評定点を加重平均（工事成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値（少数第1位を切捨て））したもの。共同企業体での施工実績の場合は、最終契約金額は出資比率を掛けた金額とする。施工実績は申請者が本店であれば本店の実績、支店等であれば支店等の実績とし、指定外の発注機関の工事は対象としない。また、該当する施工実績が5件に満たない場合は、申告された工事数にて加重平均するが、この場合、様式第104号にて該当する施工実績が他にない旨を確認すること。
※発注機関発行の工事成績が確認できる書類を提出すること。糸島市発注分は不要。
- 【注2】：同種工事とは4,500万円以上の建築一式工事とする。共同企業体の工事实績の場合は、出資比率を掛けた金額とする。
- 【注3】：1級国家資格等とは、1級建築施工管理技士、1級建築士及び技術士（建築一式工事において監理技術者となれる資格）とする。なお、技術者の保有者数及び資格の保有期間の基準日は、入札参加資格確認申請日とする。
- 【注4】：建設労働災害防止協会の加入は、本公告時点における協会加入の有無を評価の対象とする。
：労働災害防止に関する講習の受講は、継続的に雇用している者（入札参加資格確認申請日前3か月以上の雇用）のうち、建設労働災害防止協会実施の「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を受講した者を評価の対象とする。
- 【注5】：糸島市、福岡県又は国（法人税法別表1に該当する法人を含む。ただし地方公共団体を除く。）が発注した同種工事【注2】に現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事したもの（様式第103号に記載した工事）で評価する。ただし、配置予定技術者を複数人申請した場合は、「施工実績」「資格の保有期間」及び「継続教育の取組み」との評価値の合計が最も低い者を加算点の対象とする。
※発注機関発行の工事成績が確認できる書類（糸島市発注分は不要。）、及び従事を示す竣工時工事カルテ受領書等を提出すること。
- 【注6】：営業拠点とは、本公告時点で有効な糸島市一般（競争）入札参加資格者名簿に登録しているもの（本店で登録している者は本店、支店等で登録しているものはその支店等）の所在地のことを指し、主たる営業所とは建設業の許可を受けた事業所をいう。
なお、a又はbの要件を満たすかどうかは、「法人市民税に係る法人設立申告書」の提出状況について糸島市役所税務課で確認する。また、その他の営業所を含め糸島市民を雇用している場合は「糸島市個人住民税の特別徴収事業所として登録されている事業者」であること。本要件の基準日は本公告時点とする。
- 【注7】：災害協定は本公告時点において締結しているものを評価対象とする。
- ：一般競争入札（総合評価方式を含む。）によるものを対象とする。ただし、災害等緊急を要する随意契約
- 【注8】については対象外とする。金額は1件の契約額とし、共同企業体の場合は出資比率を掛けた契約額とする。
- 【注9】：配置予定技術者が各団体推奨単位の2分の1以上取得している場合は提出する。なお各団体とは、（公社）日本建築士会連合会等とする。証明書の写しは、証明日が申込期限日から1年以内であること。
（社）日本技術士会 150単位（3年間）
（社）全国土木施工管理技士連合会 30単位（1年間） 20単位（1年間）
農業農村工学会技術者継続教育機構 50単位（1年間）
日本建築士会連合会 12単位（1年間）
（社）空気調和・衛生工学会 50単位（1年間）
（社）建築設備技術者協会 50単位（1年間）
- 【注10】：糸島市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条で交付された認定証明書の写しを添付すること。
- 【注11】：糸島市内在住がわかる証明書の写しを添付すること。本人同意（市職員が住民基本台帳を確認することを含む）のうえ提出すること。
- 【注12】：労働福祉とは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、建設業退職金共済制度、退職一時金制度若しくは企業年金制度導入、法定外労働災害補償制度加入等の加入状況とする。なお、経営事項審査における審査事項による。